

# ドイツの会計制度改革における規模基準値の改定

稲 見 亨

はじめに

- I EU とドイツにおける規模基準値改定の枠組み
- II 会計法現代化法 (BilMoG) による改定
- III 会計指令転換法 (BilRUG) による改定
- IV 規模基準値の引き上げ率と物価上昇率の関係  
おわりに

## はじめに

近年のドイツの会計制度改革が備える特徴は、「資本市場指向」と「非資本市場指向」の線引きに基づく規制の差別化戦略である<sup>1</sup>。すなわち、「資本市場指向」概念に基づき、資本市場指向企業（の連結決算書）レベルに「国際的会計基準」<sup>2</sup>の適用を収れんさせ、他方で非資本市場指向企業の会計負担を軽減しつつ IFRS の影響を遠ざける、いわゆる「規制緩和」<sup>3</sup>が進められている。

規制緩和の代表的手段とされるのが、会社の規模区分の指標となる規模基準値 (Schwellenwert) の引き上げである。規模基準値は、EU レベルの改定に合わせてドイツにおいて幾度も修正されてきた。規模基準値を定める商法典 (HGB) 第 267 条によれば、3 種類の基準値 (貸借対照表合計額、売上高、従業員数) のうち、少なくとも 2 つを超えるか否かで大・中・小の会社規模の分類が行われる<sup>4</sup>。こうした規模基準値の引き上げは、HGB の諸規定の適用免除もしくは簡素化による会計負担の軽減化につながる。

1 詳しくは、稲見 [2020] を参照されたい。

2 「国際的会計基準 (internationale Rechnungslegungsstandards)」とは、EU の IAS 適用命令 (2002 年) で用いられている概念である。具体的には、IASB が開発する IAS/IFRS および SIC/IFRIC の解釈指針のうち、EU の機関による検証と承認の手続き (エンドースメント) を経て、全公用語に翻訳の上、EU 公報に掲載されたものを指す。

3 ドイツ語の “Deregulierung” の訳語として、我が国で通用している「規制緩和」という用語をあてている。本稿では、規制の適用免除、緩和、軽減、簡素化等を含む広義の概念として「規制緩和」を使用している。ただし、条文が特定される場合、その都度、簡素化あるいは適用免除等、より狭義の表現を用いることがある。

4 中規模会社の基準値を超えるものが大規模会社とみなされる。なお、我が国の現行の会社法 (第 2 条) によれば、資本金として計上した額が 5 億円以上または負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である株式会社を「大会社」とみなし、それ以外の会社 (大会社以外の会社) との二区分になっている。

この点に関し注目すべきは、EU 域内の経済状況および通貨の動向を考慮し、5年ごとに規模基準値の改定が指示されていた点である（旧第4号指令第53条2項）。つまり、物価上昇の考慮という側面が規模基準値改定の重要な前提であった<sup>5</sup>。では、ドイツの会計制度改革における規模基準値の一連の上方修正と物価上昇率との関係は実際にどのようなものか。筆者の知る限り、この点に論究した我が国の研究は確認できない。

本稿の目的は、物価上昇率との関係という論点を新たに加える形で、近年のドイツにおける規模基準値改定の実相を明らかにすることである。

## I EU とドイツにおける規模基準値改定の枠組み

### (1) 1985年の改定

EU の（旧）第4号指令（1978年）に基づき、理事会はEUの計算単位（ECU）で表示されている指令の数値を、域内の経済状況および通貨の動向を考慮して5年ごとに検討・修正することが求められた（第53条2項<sup>6</sup>）。これによりEUのレベルで基準値が見直され、それを受けてドイツではほぼ5年おきに規模基準値が改定されてきた。

ドイツは第4号指令の国内法化にあたり、1985年の会計指令法（BiRiLiG<sup>7</sup>）を通じてHGB第267条を新設し、貸借対照表合計額、売上高そして従業員数に関する規模基準値を定めた。その際、貸借対照表合計額および売上高に関する規模基準値は、第4号指令を一部修正するECU適合指令（1984年<sup>8</sup>）に基づき設定された。HGB第267条によれば、3種類の基準値（貸借対照表合計額、売上高、従業員数）のうち、少なくとも2つを超えるか否かで小規模、中規模、あるいは大規模資本会社の認定が行われる。その場合、連続する2つの決算日時点の数値が対象となる。こうした基準値の引き上げは、HGBの諸規定の適用免除もしくは簡素化にかかわる重要な施策となる。上位の会社規模に分類されるほど決算書の作成、公示、監査等にかかわる規制が強まり、逆に小規模会社に分類されると、決算書の簡略化や監査義務の免除など広範な負担軽減となる。

また注目すべきは、HGB第267条の基準値がEUよりも約10%高く設定された点である。これは、第4号指令がEUの水準を10%まで上回ることを認めていたことによる（第12条2項<sup>9</sup>）。ドイツは規模基準値の改定にあたりこの規定を最大限に利用した。

5 Meyering/Hintzen/Schönrock [2021], S.133.

6 EU [1978], S.26. この規定の生成史については、黒田 [1989], 111-114頁が詳しい。

7 BiRiLiG [1985].

8 EU [1984], S.28.

9 EU [1978], S.18.

## (2) 2002年および2004年の改定

その後、ドイツは2000年の資本会社&Co. 指令法（KapCoRiLiG<sup>10</sup>）をもって、貸借対照表合計額と売上高に関する基準値を従来よりも約25%引き上げた（従業員数は変更なし）。KapCoRiLiGは「資本市場指向」を指標にした会計規制の差別化戦略を鮮明にするものであった。同法により、HGB第267条の規模基準値はEUよりも約10%高い水準が維持され、多くの非資本市場指向企業が負担軽減の恩恵を受けることになった。

KapCoRiLiGによる改定の後、EUから「規模基準値修正指令」（2003年<sup>11</sup>）が發布された。同指令はECU適合指令の後継として規模基準値の改定を指示するものであり、その対応としてドイツは2004年の会計法改革法（BilReG<sup>12</sup>）をもって規模基準値を約17%引き上げた<sup>13</sup>。表1および表2は、BilReG制定前後のEU指令並びにHGBの基準値を示したもの（改定前の数値はECU適合指令とKapCoRiLiGによる）であり、HGBの基準値はEU指令よりも約10%高い水準が維持された（従業員数は除く、以下同様）。

表1 BilReGによる規模基準値（小規模会社）

基準値 (単位はユーロ, 人数)	改定前		改定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	3,125,000	3,438,000	3,650,000	<b>4,015,000</b>
売上高	6,250,000	6,875,000	7,300,000	<b>8,030,000</b>
従業員数	50	50	50	50

(出所) 筆者作成

表2 BilReGによる規模基準値（中規模会社）

基準値 (単位はユーロ, 人数)	改定前		改定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	12,500,000	13,750,000	14,600,000	<b>16,060,000</b>
売上高	25,000,000	27,500,000	29,200,000	<b>32,120,000</b>
従業員数	250	250	250	250

(出所) 筆者作成

10 KapCoRiLiG [2000]. 同法の要点は、稲見 [2004] (第6章) を参照されたい。なお KapCoRiLiG の制定以前に、EU では1994年、1999年に ECU 適合指令が出され、それに応じて HGB における基準値が2回改訂されているが、紙幅の都合上、本稿では立ち入らない。

11 EU [2003].

12 BilReG [2004 b].

13 なお規模基準値は、HGB 第267条以外に第293条でも定めがある。第293条の基準値は、親企業が連結決算書（および連結状況報告書）の作成義務を負うかどうかの指標となる。第267条と同様、貸借対照表合計額、売上高、そして従業員数に関する3つの基準値が第293条に定められ、そのうちの2つを超えない場合、連結決算書（および連結状況報告書）の作成が免除される。第293条の基準値もまた BilReG を通じて約20%引き上げられており、以後の制度改革においても第267条と併せて随時、上方修正されている。

## II 会計法現代化法 (BilMoG) による改定

### (1) BilMoG の立法目的

2009年の会計法現代化法 (BilMoG)<sup>14</sup> は、会計の“現代化”と“規制緩和”をキーワードに、会計指令法 (BiRiLiG) 以来およそ25年ぶりに HGB の大幅な改正を目指した点に特徴があった。BilMoG の政府法案によれば、HGB の現代化を通じて IFRS とほぼ等価で、効率的かつ簡素な代替的選択肢を設けると同時に、規制緩和によりドイツ企業の負担軽減を図ることが立法目的とされた。すなわち「個人商人に対して、商法上の簿記会計義務を包括的に規制緩和する。さらに、資本会社が規模別の簡素化および免除措置を利用できるよう規模基準値を引き上げる。また、HGB 会計規定の現代化により、商法上の個別決算書および連結決算書の情報機能を強化する。新 HGB はドイツの中小企業が否定する IFRS に対する、等価でしかも簡素な代替的選択肢として発展する<sup>15</sup>。」つまり「規制緩和」というキーワードに基づき、IFRS と等価でより簡素な HGB を構築するための改革が進められた。その場合の具体策は、(一定規模の) 個人商人に対する簿記会計義務の免除 (HGB 第 241 a 条・第 242 条 4 項)<sup>16</sup> に加え、規模基準値 (第 267 条・第 293 条) の引き上げであった。

### (2) BilMoG による規模基準値の引き上げ

BilMoG による改革の背景には EU の一連の発議がある。その端緒は、EU 委員会による「行政手続き関連コストの削減に関する行動計画」(2007年)<sup>17</sup> であった。同計画は、域内の法規の“簡素化 (Simplification of the Legislation on the Internal Market : SLIM)”を通じて、重複する過剰な情報義務 (行政手続き関連コスト) の削減を目指した。こうした簡素化 (SLIM) 運動の一環として会計領域のコスト節減 (規制緩和) が目指され、「中小企業優先 (think small first)<sup>18</sup>」というスローガンのもと、中小の非資本市場指向企業がその対象になった。

ドイツは規制緩和を進めるにあたり、該当企業に対し全体で 10 億ユーロを超えるコ

14 BilMoG [2009].

15 BilMoG [2008], S.1.

16 BilMoG により一定の規模を下回る個人商人は、商法上の簿記会計義務を免除されることになった。ここで簿記会計義務とは、帳簿記帳、財産目録、貸借対照表および損益計算書の作成に関する包括的な義務を指す。BilMoG を通じて HGB 第 241 a 条と第 242 条 4 項が新設され、第 241 a 条は、帳簿記帳および財産目録作成義務が免除される個人商人を、売上高が 50 万ユーロ、かつ年度剰余額が 5 万ユーロ以下のものと定めた。そして第 242 条 4 項により、当該商人は貸借対照表および損益計算書の作成が免除された。なお、第 241 a 条の基準値に関しては「官僚主義撤廃法」(2015年)を通じて、売上高が 60 万ユーロ、そして年度剰余額が 6 万ユーロへと引き上げられた (Bürokratieentlastungsgesetz [2015])。

17 EU [2007].

18 Kommission der EU [2008 a].

スト節減効果を見積もった。すなわち「BilMoGにより国内企業、とりわけ中小企業の負担を軽減し技術革新および投資能力を引き出す。改革の重点の1つは中小企業に対する規制緩和であり、およそ10億ユーロの節減となる。例えば、中規模個人商人に対する簿記会計義務の免除が行われ、資本会社に対しては規模基準値が引き上げられる。」<sup>19</sup>

すでにみたとおり、ドイツはEUの枠組みを前提に規模基準値を幾度も引き上げ、負担軽減の恩恵を受ける対象企業を増やしてきた。BilMoGによる改定は、規模基準値の約20%の引き上げを加盟国に要請したEUの「修正指令（Abänderungsrichtlinie）」<sup>20</sup>（2006年）に対応するものである。BilMoGでもHGBの基準値が約20%高められ、EUよりも約10%高い水準が維持された。具体的には貸借対照表合計額4,840,000ユーロ、売上高9,680,000ユーロ、そして従業員数50人以下が小規模会社に関する基準となった。また貸借対照表合計額19,250,000ユーロ、売上高38,500,000ユーロ、従業員数250人以下が中規模会社に関する基準とされた。

表3および表4はBilMoG制定前後のEU指令並びにHGBの規模基準値を示したものである（改定前の数値は「規模基準値修正指令」とBilReGによる）。BilMoGによる基準値の引き上げにより、規模別の適用免除および簡素化措置の対象となる企業の数が一層増加した。すなわち、約1,600社が大規模会社から中規模会社へ、そして約7,400社が中規模会社から小規模会社へと移行した。<sup>21</sup>またHGB第267条（および第293条）

表3 BilMoGによる規模基準値（小規模会社）

基準値 (単位はユーロ, 人数)	改定前		改定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	3,650,000	4,015,000	4,400,000	<b>4,840,000</b>
売上高	7,300,000	8,030,000	8,800,000	<b>9,680,000</b>
従業員数	50	50	50	50

(出所) 筆者作成

表4 BilMoGによる規模基準値（中規模会社）

基準値 (単位はユーロ, 人数)	改定前		改定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	14,600,000	16,060,000	17,500,000	<b>19,250,000</b>
売上高	29,200,000	32,120,000	35,000,000	<b>38,500,000</b>
従業員数	250	250	250	250

(出所) 筆者作成

19 BMJ [2009].

20 EU [2006 b].

21 BMJ [2007], S.3.

の改定に伴い、全体でおよそ3億ユーロのコスト節減効果が見積もられた。<sup>22</sup>

### Ⅲ 会計指令転換法 (BiIRUG) による改定

#### (1) EU の新会計指令の要点

2013年に制定されたEUの「新会計指令」<sup>23</sup>は、EU会計の法的基礎たる第4号指令(個別決算書)と第7号指令(連結決算書)の内容を改訂し、1つの会計指令に統合したものである。同指令の発効に伴い、第4号指令と第7号指令は廃止された。

新会計指令は、域内企業の決算書の比較可能性の向上と並んで、規制緩和をその立法目的に掲げ規模基準値のさらなる改定を加盟国に指示した。すなわち、同指令の第3条において、中規模会社については貸借対照表合計額につき20,000,000ユーロ、売上高につき40,000,000ユーロという形で、加盟国に対し統一的な規模基準値の導入を求めた。他方、小規模会社については、貸借対照表合計額につき4,000,000~6,000,000ユーロ、売上高につき8,000,000~12,000,000ユーロという形で、加盟国が選択可能な数値の範囲を設定した。<sup>24</sup>

#### (2) BiIRUG による規模基準値の引き上げ

新会計指令を受けて、ドイツは2015年に会計指令転換法 (BiIRUG)<sup>25</sup>を制定し、そこで規模基準値引き上げへの積極的な対応を図った。すなわち、新会計指令が許容する最高値を選択し、貸借対照表合計額について、小規模の区分に関し6,000,000ユーロ(従来は4,840,000ユーロ)、中規模の区分に関し20,000,000ユーロ(従来は19,250,000ユーロ)、また売上高につき、小規模の区分に関し12,000,000ユーロ(従来は9,680,000万ユーロ)、中規模の区分に関し40,000,000ユーロ(従来は38,500,000ユーロ)まで引き上げた。その結果、小規模会社については約24%、中規模会社は約4%の引き上げ

22 BilMoG [2008], S.43.

23 EU [2013]. 正式名称は「一定の法形態の企業の連結決算書およびそれに結びつく報告書に関する、そして第4号指令と第7号指令の修正のための2013年6月26日付のEU議会および理事会の指令」である。

24 新会計指令に先立ち、規制緩和の一環として、EUでは2012年に「マイクロ指令」が制定された。同指令は、従来の大・中・小規模の資本会社の3区分から、小規模の下に新たに最小規模企業のカテゴリーを設けた4区分への移行を定め、①貸借対照表合計額350,000ユーロ、②売上高700,000ユーロ、③従業員数10人、という3つの基準のうち2つを超えないものを最小規模の会社と認定するものであった。そして同指令は、最小規模に該当する会社に対し決算書の項目分類の簡略化や附属説明書の作成義務の免除等を認める権利を加盟国に認めた(EU [2012])。ドイツは同年の「最小規模資本会社会計法修正法 (MicroBilG)」を通じてマイクロ指令に対応し、現行では大・中・小・最小規模資本会社 (HGB 第267 a 条) の4区分となっている (MicroBilG [2012])。ただし本稿では、大・中・小規模という従来の3区分を前提に議論を進めている。

25 BiIRUG [2015].

表5 BilRUGによる規模基準値（小規模会社）

基準値 (単位はユーロ, 人数)	改定前		改定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	4,400,000	4,840,000	4,000,000～ 6,000,000 <sup>(注)</sup>	<b>6,000,000</b>
売上高	8,800,000	9,680,000	8,000,000～ 12,000,000 <sup>(注)</sup>	<b>12,000,000</b>
従業員数	50	50	50	50

注：加盟国が選択できる基準値の範囲を設定  
(出所) 筆者作成

表6 BilRUGによる規模基準値（中規模会社）

基準値 (単位はユーロ, 人数)	改定前		改定後	
	EU 指令	HGB	EU 指令	HGB
貸借対照表合計額	17,500,000	19,250,000	20,000,000	<b>20,000,000</b>
売上高	35,000,000	38,500,000	40,000,000	<b>40,000,000</b>
従業員数	250	250	250	250

(出所) 筆者作成

率となった。<sup>26</sup>

表5および表6は、BilRUGに基づく規模基準値を示したものである（改定前の数値は「修正指令」とBilMoGによる）。規模基準値の引き上げに伴い7,000を超える中規模会社が小規模へ、約300の大規模会社が中規模へと移行し、<sup>27</sup>とりわけ小規模会社に関する基準値の改定については年間約1億ユーロのコスト節減効果が見込まれた。<sup>28</sup>

#### IV 規模基準値の引き上げ率と物価上昇率の関係

以上のように、ドイツは約30年の間に幾度も規模基準値の改定を行ってきた。その際、一貫してEUで許容される最高値を選択してきた。また別の観点では、例えばEUの「規模基準値修正指令」（2003年）における17%の引き上げはドイツのイニシアティブによることが明示され、<sup>29</sup>EUレベルの規模基準値の改定に関し、ドイツが積極的な働きかけを行ってきた事実も確認できる。

26 新会計指令の発効に伴い、EUの水準を10%上回ることを許容する定めが失効し、BilRUGにおいては小規模会社に関する基準値の引き上げ率（24%）と中規模会社に関する引き上げ率（4%）とがかなり乖離する結果となった。なお、従業員数に関する基準値、そしてMicroBilGによる「最小規模」の基準値（HGB第267a条）に変更はない。

27 BilRUG [2015 a], S.61.

28 Maas [2014].

29 BilReG [2004 a], S.25.

では、EU の枠組みで主眼とされた物価変動の考慮という側面、つまりドイツの規模基準値引き上げと物価上昇率との関係はどのようなものか。もし両者の間に隔たりがあれば、ドイツにおける規模基準値の改定は下位の会社規模カテゴリーに移行する企業を増やすことが主眼、つまり会計負担の軽減化を図る「規制緩和」の積極的手段としての役割が大きいといえる。

この点に関しては、1985年から2015年までのドイツにおける規模基準値の推移と物価上昇率との関係を定量的に示した Meyering/Hintzen/Schönrock の最近の研究が注目される。<sup>30</sup>表7は同研究を参照の上、表1~6で示した HGB の規模基準値のうち、貸借対照表合計額および売上高に関するものを抜粋し、会計指令法 (BiRiLiG: 1985年) による基準値を追加する形で整理したものである。さらに同表では、1985年から2015年に至る全期間 (30年) の各基準値の引き上げ率、並びにそれを年平均で表したものを付記している (網掛け部分)。表7から、例えば小規模会社の貸借対照表合計額に関し、全期間の引き上げ率が 200.9%  $\{(6,000,000 - 1,994,038) \div 1,994,038\}$ 、売上高については 193.73%  $\{(12,000,000 - 4,090,335) \div 4,090,335\}$  であることがわかる。また両基準値の年平均の引き上げ率は、それぞれ 3.80% (貸借対照表合計額)、3.71% (売上高) と表される。<sup>31</sup>

表7 ドイツにおける規模基準値の推移と引き上げ率

規模基準値 (ユーロ換算)	BiRiLiG (1985年)	KapCoRiLiG (2000年)	BilReG (2004年)	BilMoG (2009年)	BilRUG (2015年)	引き上げ率 (全期間)	引き上げ率 (年平均)
小規模:							
貸借対照表合計額	1,994,038	3,438,000	4,015,000	4,840,000	6,000,000	200.90%	3.80%
売上高	4,090,335	6,875,000	8,030,000	9,680,000	12,000,000	193.37%	3.71%
中規模:							
貸借対照表合計額	7,925,024	13,750,000	16,060,000	19,250,000	20,000,000	152.37%	3.18%
売上高	16,361,340	27,500,000	32,120,000	38,500,000	40,000,000	144.48%	3.07%

(出所) Meyering/Hintzen/Schönrock [2021], S.134 を参照の上、筆者作成

Meyering/Hintzen/Schönrock によれば、該当の全期間 (30年) の (ドイツの) 物価上昇率は 68.9% となり、表7に示される各基準値の引き上げ率 (全期間) をはるかに下回る。物価上昇率を年平均で表した場合は 1.76% とされ、いずれも 3% を超える各基準値の引き上げ率 (年平均) よりも明らかに低い。<sup>32</sup>

このことから明らかのように、ドイツにおける規模基準値 (HGB 第 267 条) の引き

30 Meyering/Hintzen/Schönrock [2020], [2021].

31, 32 Meyering/Hintzen/Schönrock [2021], S.134. なお、BiRiLiG (1985年) による規模基準値 (当時ドイツマルク) は、1998年の指令 (EU [1998]) の換算率に基づきユーロ表示されている。また、物価上昇率はドイツ連邦統計局の公表数値に基づくものである。



上げ率と物価上昇率との間には大きな隔たりがあり、物価変動の考慮という点だけでは規模基準値の大幅な引き上げの理由は説明できない。小規模・中規模いずれの規模基準値も、比較可能な期間において物価上昇率をはるかに上回っているからである。つまりドイツは、物価上昇分の考慮というレベルを明らかに超えて、該当企業の会計負担の軽減を主眼に規模基準値を引き上げてきたといえる。これは近年の会計制度改革において、規模基準値の改定によるコスト節減（会計負担軽減）効果が絶えず強調されてきた経緯と符合する。

## おわりに

本稿の特徴は、物価上昇率との関係という論点を新たに加える形で、ドイツにおける規模基準値引き上げの経緯を定量的に跡づけた点にある。

ドイツにおいては、会計指令法（BiRiLiG：1985年）によるHGB第267条での定義以降、規模基準値がほぼ5年ごとに改定されてきた。特に資本公司&Co.指令法（KapCoRiLiG：2000年）、会計法改革法（BilReG：2005年）、会計法現代化法（BilMoG：2009年）、会計指令転換法（BilRUG：2015年）による制度改革に際して規模基準値が大きく引き上げられてきた。本稿で明らかにしたのは、まず、こうした基準値改定の制度的枠組みをドイツが最大限に利用してきたという事実である。すなわち、ドイツは数度にわたる改定にあたり、一貫してEUで許容される最高値を選択し規模基準値を上方修正してきた。

次に言及したのは、ドイツの規模基準値引き上げと物価上昇率との関係である。規模基準値はEU域内の物価変動を考慮して改定されることが当初の前提であった。しかしドイツは、物価上昇への対応というレベルを明らかに超えて規模基準値を引き上げてきた。その限り、規模基準値の上方修正は、下位の会社規模カテゴリーに移行する企業を増やすことに力があること、つまり該当企業の会計負担軽減に向けた「規制緩和」の代表策としての役割が大きい点が確認できるのである。

### 引用・参考文献

- BilReG [2004 a], Gesetzentwurf der Bundesregierung eines Bilanzrechtsreformgesetz, *BT- Drucks. 15/3419 vom 24. 06. 2004*, S.1-64.
- BilReG [2004 b], Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung vom 04. 12. 2004, *BGBI Teil I*, Nr.65, S.3166-3182.
- BilMoG [2008], Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts, *BT-Drucks. 16/10067 vom 30. 07. 2008*, S.1-254.
- BilMoG [2009], Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts vom 25. 05. 2009, *BGBI Teil I*, Nr.27, S.1102-1137.

- BiRiLiG [1985], Gesetz zur Durchführung der Vierten, Siebenten und Achten Richtlinie des Rates der Europäischen Gemeinschaften zur Koordinierung des Gesellschaftsrechts ( Bilanzrichtlinien-Gesetz-BiRiLiG) vom 19. 12. 1985, *BGBI Teil I*, Nr.62, S.2355-2433.
- BiRUG [2015], Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz vom 17. 07. 2015, *BGBI Teil I*, Nr.30, S.1245-1267.
- BMJ [2007], Informationen für die Presse, Eckpunkte der Reform des Bilanzrechts, Berlin, 16. 10. 2007, S.1-9.
- BMJ [2009], Pressemitteilungen, Neues Bilanzrecht : Milliardenentlastung für den deutschen Mittelstand beschlossen, Berlin, 26. 03. 2009.
- Bürokratieentlastungsgesetz [2015], Gesetz zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie vom 28. 07. 2015, *BGBI Teil I*, Nr.32, S.1400-1404.
- EU [1978], Vierte Richtlinie 78/660/EWG des Rates vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, *ABl L* 222, S.11-31.
- EU [1984], Richtlinie des Rates vom 27. November 1984 zur Änderung der in ECU ausgedrückten Beträge der Richtlinie 78/660/EWG, *ABl L* 314, S.28.
- EU [1998], Verordnung (EG) Nr. 2866/98 des Rates vom 31. Dezember 1998 über die Umrechnungskurse zwischen dem Euro und den Währungen der Mitgliedstaaten, die den Euro einführen, *ABl L* 359, S.1-2.
- EU [1999], Richtlinie 1999/60/EG des Rates vom 17. Juni 1999 zur Änderung hinsichtlich der in Euro ausgedrückten Beträge der Richtlinie 78/660/EWG, *ABl L* 162, S.65-66.
- EU [2001], Richtlinie 2001/65/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. 09. 2001 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsnormen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässigen Wertansätze, *ABl L* 283, S.28-32.
- EU [2003], Richtlinie 2003/38/EG des Rates vom 13. Mai 2003 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich der in Euro ausgedrückten Beträge, *ABl L* 120, S.22-23.
- EU [2006 a], Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 17. 05. 2006 über Abschlussprüfungen von Jahresabschlüssen und konsolidierten Abschlüssen, zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates und zur Aufhebung der Richtlinie 84/253/EWG des Rates, *ABl L* 157, S.87-107.
- EU [2006 b], Richtlinie 2006/46/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. 06. 2006 zur Änderung der Richtlinien des Rates 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/ EWG und 91/674/EWG, *ABl L* 224, S.1-7.
- EU [2007], Aktionsprogramm zur Verringerung der Verwaltungslasten in der Europäischen Union vom 24. 01. 2007, *KOM (2007) 23*, S.1-24.
- EU [2012], Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. März 2012 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG des Rates über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich Kleinstbetrieben, *ABl L* 81, S.3-6.
- EU [2013], Richtlinie 2013/34/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Juni 2013 über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter Rechtsformen und zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates und zur Aufhebung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates, *ABl L* 182, S.19-76.
- KapCoRiLiG [1999], Entwurf eines Kapitalgesellschaften- und Co-Richtlinie-Gesetz, *BT-Drucks. 458/99 vom 13. 08. 1999*, S. 1-62.
- KapCoRiLiG [2000], Kapitalgesellschaften- und Co-Richtlinie-Gesetz vom 24. 02. 2000, *BGBI Teil I*, Nr.8, S.154-162.
- Köhler, G. A. [2008], Deregulierung nach dem Entwurf eines BilMoG, *BB* 6, S.268-270.

- Kommission der EU [2008 a], Mitteilung der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat, den Europäischen Wirtschafts- und Sozialausschuss und den Ausschuss der Regionen, Vorfahrt für KMU in Europa, *KOM (2008) 394 vom 25. 06. 2008*, S.1-24.
- Kommission der EU [2008 b], Mitteilung der Kommission an den Europäischen Rat : Europäisches Konjunkturprogramm, *KOM (2008) 800 vom 26. 11. 2008*, S.1-21.
- Landfermann, G. [2011], Vorschlag für eine neue EU-Rechnungslegungsrichtlinie : Fokussierung auf kleine Unternehmen, *BB 49*, S.3051-3053.
- Maas, H. [2014], Neuerungen im Bilanzrecht-was kommt auf die Wirtschaftsprüfer zu?, *WPg 18*, Editorial.
- Meyering, S./Hintzen, C./Schönrock, N. [2020], Handelsrechtliche Größenklassen im Zeitverlauf — Fortschreitende Deregulierung oder Inflationsausgleich?, *DB 13*, S.629-632.
- Meyering, S./Hintzen, C./Schönrock, N. [2021], Die Entwicklung der handelsrechtlichen Größenklassen — Ergebnisse einer quantitativen Untersuchung, *KoR 3*, S.133-134.
- MicroBilG [2012], Kleinstkapitalgesellschaften-Bilanzrechtsänderungsgesetz vom 20. 12. 2012, *BGBI Teil I*, Nr.61, S.2751-2755.
- 稲見 亨 [2004] 『ドイツ会計国際化論』 森山書店。
- 稲見 亨監訳 [2018] 『ドイツ会計論』 森山書店。
- 稲見 亨 [2020] 『国際的会計基準論』 森山書店。
- 黒田全紀 [1989] 『EC 会計制度調和化論』 有斐閣。
- 佐藤博明／ヨルク・ベトゲ編著 [2014] 『ドイツ会計現代化論』 森山書店。
- 山口幸五郎編著 [1984] 『EC 会社法指令』 同文館出版。